

東日本大震災津波から7年8ヵ月—岩手における復興の現状と課題

1、復興はどこまで来たか—ハードの整備は進んだが被災地に復興格差が

1) 区画整理事業、防災集団移転事業は着実に整備

大震災津波から7年8ヵ月が経過しました。ハードの整備は遅れがあるものの着実に進んでいます。3月末で土地区画整理事業は、19地区4911区画の計画に対し、10地区(53%)3570区画(73%)が完了し今年度中には94%となる見込みです。陸前高田市が19年度172区画、20年度119区画分が係る予定です。防

災集団移転事業は88地区2103区画の計画に対し、82地区(93%)2036区画(97%)で完了し、今年度中には100%完了の見込みです。防潮堤の整備は県整備分105か所の計画に対し57か所(54%)で完了、市町村整備分29か所のうち11か所(38%)で完了しています。

2) 災害公営住宅は今年度中に96%整備、内陸部にも303戸整備

災害公営住宅は5562戸の計画に対し5252戸(94%)が完成し、内陸部の災害公営住宅の303戸に対し32戸完成し、今年度中には92戸まで完成する見込みです。全体で96.8%完了する見込みです。大槌町の7戸、内陸部の179戸が19年度までかかる予定です。

建設購入・補修・賃貸など加算支援金受給者13841件と災害公営住宅入居世帯4832戸

を合わせると18673戸となり、住宅確保率は80.7%、9月末現在で4482戸の住宅確保が残されています。

大事なことは、被害の大きさで被災地の復興に格差が出ていることです。復興の現状を見るときに被害が大きく、復興の取り組みが遅れている市町村を基準に考えることが重要です。

2、復興の中心課題は被災者の命と暮らしを守ること—被災者一人一人の幸福追求権を保障することを基本方針に

1) 被災者の現状—生活苦と孤立化が進行、災害公営での孤独死が今年15人

9月末現在で応急仮設住宅に1456戸3019人、みなし仮設住宅に343戸859人、合計1801戸、3878人が仮設暮らしを強いられています。岩手大学麦倉哲教授の社会学研究室による大槌町の仮設住宅入居者の調査では、「暮らしが厳しい」の回答が50.5%、「訪ねてきた人がいない」が17.9%となっています。

災害公営住宅には4832戸8707人が入居していますが、政令月収が8万円以下の国の家

賃低減制度の対象は74.8%で低所得者が多数をしめ、高齢者の独居世帯が4割、高齢者のいる世帯は7割弱を占めます。部屋からでなくなったなど孤立化・孤独化がいっそう進行しています。

応急仮設での孤独死は今年1人、累計で44人、災害公営住宅の孤独死は今年15人、累計で31人となっています。

2) 子どもの心のケアが急増－中長期的な対応が必要

子どものこころのケアの受診件数は、昨年度受診者数が 5633 人、延受診件数が 7663 件と前年比で受診者数で 1098 人、1.24 倍、延受診者数で 1284 件、1.2 倍も増加しました。成人のこころのケアの相談件数も 1 万件前後

で推移しています。岩手医科大学に設置した「岩手県こころのケアセンター」子どもの心のケアセンター」が全国の精神科医の応援を得て取り組んでいます、中長期的な対応が必要です。

3) 被災者の医療費・介護保険利用料等の免除継続は最大の成果

岩手県は、市町村と協力して被災者の医療費（国保、後期高齢者医療）・介護保険利用料の免除を 8 年間、全市町村で継続実施しています。さらに 9 月県議会で達増知事は来年 1 月から 12 月末までの継続実施も明らかにしました。免除継続は被災者にとって文字通り「命綱」となっています。県保険医協会による被災者アンケート調査(2174 人回答)では、「来年 1 月から負担が発生した場合、これまで通り通院する」32%、「通院回数を減らす」39.1%、「通院できない」18.3%、「わからない」

10.6%と深刻な実態が示されました。「医療費免除のおかげで安心して病院に行くことができます」「いろいろな支援の中で、一番ありがたい支援です」など切実な声がたくさん寄せられました。

免除継続を実現している力は、何よりも被災者の切実な声と運動です。復興県民会議や県保険医協会による県議会への請願採択が大きな力となり、地方議会での日本共産党議員団の取り組みが超党派の合意形成を実現していることです。

4) 高齢者等の見守りとコミュニティの確立、特別の支援が必要

応急仮設住宅に取り残された被災者にとっても、災害公営住宅に入居した被災者にとっても、生活苦と高齢化、孤独化・孤立化が進行しており、一人暮らし高齢者等の見守りと災害公営住宅でのコミュニティの確立は特別に重要な課題となっています。

しかし、県営の災害公営住宅では、22 団地のうち単独の自治会が 8、地域の自治会に参加が 8 で、未組織が 6 となっています。入居者名簿が整理されているのがわずか 3 団地にとどまっています。個人情報保護が壁になっ

て入居者名簿が提供されていないのです。自治会がつくられているところでも、「どこにだれが住んでいるかわからない」状況がありません。

9 月県議会では「自治会から要望があれば提供する」との回答が出されました。支援が必要な高齢者を把握して、身近なところで見守りとコミュニティを確立することが必要です。「孤独死を出さない」「日本一の自治会をめざすと頑張っている自治会もありますが、特別な継続的支援が必要です。

3、生業の再生—これからが正念場

1) 沿岸の基幹産業である漁業・水産業の復興の現状と課題

沿岸の基幹産業である漁業・水産業は、漁船確保や養殖施設の整備、加工・冷凍施設等の整備は進んだものの、主要魚種であるサケ、サンマ、スルメイカの大不漁に直面しています。今年はホタテの貝毒も長期間に及びました。

水産加工業者は原材料の減少と価格の高騰の中で苦闘しています。一方でグループ補助金（4分の1は借金）の返済の時期を迎えダブルパンチです。

2) 商店街の再建とまちづくり

商工会議所・商工会の被害事業所調査（18年9月日現在）では、被災事業所4341のうち営業継続・再開が3067、70.7%となっています。被害の大きかった陸前高田市は53.5%、大槌町54.3%、山田町57%、釜石市66%となっています。

仮設施設で再開した事業者が730ありました。そのうち本設移行したのが333事業者、6月末現在で280事業者が現在も仮設で営業しています。仮設施設への国の支援策が今年度までとなっていたことから、市町村では7月、9月、年度末などと退去期限を決めて退去を迫る事態が起り、復興県民会議、また共

産党県議団として5月、7月に中小企業庁と交渉してきました。その結果、「来年度予算概算要求に盛り込む予定だ」「無理やり退去を迫ることの内容に話している」「平成32年度までは継続する予定だ」との回答を受け、県・市町村に伝え、事業者に寄り添って支援を強化するよう取り組んできました。

10月20日、日本共産党県委員会、党県議団、沿岸地区委員会が実行委員会をつくり、「漁業・水産業の復興の現状と課題を考えるシンポジウム」を開催し、関係者と共同で打開に道を探りました。

商店街の再建は文字通りこれからが正念場です。また、商店街は「町の顔」であり、まちづくりそのものというべき課題です。公共施設の再建整備、公共交通網の整備など住民が集う街づくりと一体で進めることが求められています。

商店街の再建は文字通りこれからが正念場です。また、商店街は「町の顔」であり、まちづくりそのものというべき課題です。公共施設の再建整備、公共交通網の整備など住民が集う街づくりと一体で進めることが求められています。

4、大震災津波からの復興は10年では終わらない—継続した取り組みと体制の確立、応援職員の確保が必要

1) 被災地の復興は、国の復興期間の10年では終わりません。必要な復興事業の継続とそれを保障する体制と財源が必要です。大きな災害が続いている中、復興庁に代わる本格的な「防災省」（仮称）の設置が必要です。災害から被災者の生活再建を支援する被災者生活再建支援法の改正などの対策が必要です。

2) 今年度も全国・県内から被災地に537人（10月1日現在）の応援職員が派遣されています。不足数が48人です。陸前高田市や釜石市、大槌町には100人以上の応援職員が派遣されています。全国からの応援に心から感謝します。引き続き国の責任による応援職員の派遣が必要です。